

第4回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 提出資料：中島 滋
質問事項

1. 現在 東京地裁で外環ノ2計画決定の違法、無効を争点とした訴訟が進行しています。原告が被告、東京都に対し 昭和41年7月30日付き都市計画決定時の書類一式を請求した時 東京都は 計画図の原本が見つからない と回答した。東京都は今日に至るまで見つからない と回答している。
話し合いの会で東京都は「計画図の原本はある」「計画図の原本がどういうものかわからない」[原本を特定して開示請求すれば出す] と回答した。

都市計画決定図書 都市計画書

総括図

計画図（施設の位置、施設の内容を明らかに図示するもの）

及び関係書類一式

2. 外環ノ2計画責任者は石原都知事に適切な説明 報告を欠き 結果的に平成23年12月22日記者会見で石原都知事の真の姿を暴露させました。石原都知事は国政の最高権力者を視野に入れて行動し 尖閣諸島を守るための安全保障にも言及しています。記者会見での矛盾だらけの発言はだれの目にも異常であった。老齢による衰えは誰も避けられない宿命です。
石原都知事は新党を立ち上げる前に 尖閣諸島を買い守ると公表して世間の注目を浴びたが 平成23年12月22日記者会見が公表されれば 瞬間的に政治生命は消滅します。現場との乖離はトップにとって致命傷となる。 トップの立場を危うくさせた責任は ひとえに部下に有るという事態を憂慮しています。

3. 東京外郭環状道路の計画のたたき台 平成13年4月

外環本線と外環ノ2を地下化へ

東京環状道路有識者委員会の最終提言について 平成14年11月29日

国交省と東京都の全面地下化案を検討の基本として

東京外郭環状道路に関する方針について

国交省と東京都は有識者委員会の提言を尊重し 外環の方向性を定めていく
こととした。

高速道路の外環を地下化しても 地上部に都市計画決定された 外環ノ2 の計画は
残るため 今後 外環ノ2 の取り扱いについて検討する必要があります

事業、本体着工しないのであれば、1都5県の事業としてやるというような決議を決めているのですけれども、それについて知事がどうお考えになるか。

【知事】1都5県でやる？そんなもの、できっこないじゃないの。あなた、法律知っているの？あれは、前原自身が知らなかったみたいなんだ。国交大臣の時、上田(きよし 埼玉県)知事が、言っていたけれど、僕はそのとき現場にいたわけじゃありませんが、この共同事業のプロジェクトというのは、参画している1都5県が、これを途中で政府が中止した段階では、議会にかけて、承諾しない限り、中止というのは成立しないんですよ。そういう法律の規程を、どうも前原さんは知らなかったみたいだね。今だったら知っているだろうけれど。それから、もう1つ、何様なんだ、あの人は一体。彼は政府が決めた国家予算というものを部分的に否定したら、それで何がまかり通るんですか。彼一人が反対するんだったら、辞任せざるを得ないだろうね、政調会長。議会制民主主義、政党政治のしきたりというのはそういうもので、それがルールじゃないですか、暗黙の。ということ。

はい、ほかにどうぞ。

【記者】外環について。先週もちよっとお伺いしたのですけれども、地上の街路について、先週お伺いした時、知事、現地を見てみないと分からないとおっしゃったのですが、知事が初当選されて、1期目の時にご覧になられた吉祥寺の辺りの、まさに外環本線の真上に都道、幅員40メートルの都道をつくるという話なのですけども、そうすると、結局、地上の用地買収が必要になるということであれば、外環本線も多額な事業費をかけて、大深度地下(地中の構造物等より下の部分で、通常利用されない地下空間)につくらずともいいのではないかというような矛盾を感じるのですけれども、そこはいかがでしょうか。

【知事】その問題、私、あまりつまびらかにしていないんで、もう一回、都市整備局に聞きますが、私が現場見た時は、ここへつくるといって、家を改造することもできず、立ち退くわけにいかず、半殺しになっているようなレベルの住宅がずっと続いていましたよ。その地下に、結局、通さざるを得ないと私は思ったんだけど、更にその上に、新しい都道をつくろうと言うの？

【記者】もとの都市計画決定、高架方式で最初に都市計画決定した時に、高架の側道としてつくる都道がまだ残ったままになっているんです。それを……。

【知事】道路計画として、今、残っているの？

【記者】ええ。それを今、各沿線自治体ごとに都の方で話し合いの会というのをやっているのですけれども。

【知事】そうですね。詳しい報告は聞いていませんが、問題があるなら、もう一回現場行って、確かめてきますけれども。いずれにしろ、話はそれること

になるかもしれないが、地下で外環つくった時に、どこかにジャンクションをつくらないといけません。その周りの土地の収用というのは当然必要になってくると思いますけれども、最初、杉並区長は「ジャンクションは要らない」と言ったけれど、この頃、また指針も変わってきたようですが、いずれにしろ、外環は、新しい公共事業が起こる時に、多少の犠牲伴わざるを得ないけれども、それをうまく整理し、完成することが、東京だけじゃなく、国益につながると思いますんで、再三申しているみたいに、それができないと、一旦緩急の時に東西が分断されることになりかねませんから、絶対に必要なインフラだと思うし、東京のためじゃなく、日本全体のための問題ですから、そういう問題が出てきているのであれば、私、もう一回現場行って、確かめます。

【記者】外環についてもう1点。2020年までに、練馬一世田谷間を完成させるということなのですかけれども、1兆3,000億円、4,000億円でしたか、その事業費をならずと、年間千数百億円の予算がつかないと、2020年までには完成しないと思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

【知事】それは、国と都の分担というものがあるでしょうから。しかし、個人でなく、新聞として、外環の意味合いはどう考えているのよ。

【記者】もともとPIが始まる時には……。

【知事】PIって何？

【記者】パブリック・インボルブメント(住民参加)の……。

【知事】日本語で言ってくれよ、そんなものは。

【記者】都の方でPIというふうに言っていたのですけれども……。

【知事】俺、英語、よく分からないからね。

【記者】特集記事を組むなり、それなりに住民参加で道路計画をつくっていくということについては賛同していたと思うのですが。

【知事】住民の参加も必要だし、住民の反対もあるだろうけど、了解というのは最後に得なかったら、だめだと思います。

はい、どうぞ。

【記者】先ほどの国のあり方のお話に関連してなのですかけれども、知事は、第三極の存在というか、そういうものが必要だというふうに……。

【知事】国政のね。

【記者】国政の。必要だとおっしゃってきたと思うのですけれども……。

平成23年5月2日
東京都

杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 設置要綱

第1条 設置目的

東京都は、これまで、外環本線を地下化した場合の地上部街路(外環の2)について、「現在の都市計画区域を活用して道路と緑地を整備」、「都市計画の区域を縮小して車道と歩道を整備」、「代替機能を確保して外環の2の都市計画を廃止」の3つの考え方を提示してきた。

平成20年3月には、「外環の地上部の街路について(検討の進め方)」を公表し、地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する方針をとりまとめていくこととした。

この一環として、地域住民の意見を聴くため、東京都は杉並区や国土交通省の協力を得て、杉並区における地上部街路に関する話し合いの会(以下、「地上部街路に関する話し合いの会」という。)を設置する。

第2条 構成

①地上部街路に関する話し合いの会は、地域住民、地上部街路沿線町会・商店会等、PI委員、杉並区、国土交通省、東京都で構成する。

②それぞれの構成は以下の人数の範囲内とする。

(1)地域住民(公募)	10人
(2)地上部街路沿線町会・商店会等	9人
(3)PI委員	3人
(4)杉並区	2人
(5)国土交通省	2人
(6)東京都	2人

③上記のほか、司会者を置く。

第3条 事務局

①事務局は、東京都が担当する。

②事務局には、東京都職員以外から専門的知識を有する者を置くことができる。

③司会者は、構成員以外から事務局が選定する。

第4条 位置づけ

①地上部街路の計画に関する意思決定の場とはしない。

②話し合いは、原則公開とする。ただし、出席している構成員の意見を聴いた上で非公開とすることができる。

第5条 その他

①本会とは別に、構成員以外の地域住民から意見を聴くための手段を講じるものとする。

②この設置要綱に定めるもののほか、地上部街路に関する話し合いの会の運営に関し必要な事項は、運営要領で定める。

③地域住民の公募方法は、募集要項で定める。